

# 第41回定時株主総会資料

（電子提供措置事項のうち法令及び定款に基づく  
書面交付請求による交付書面に記載しない事項）

## 事業報告

会社の新株予約権等に関する事項

業務の適正を確保するための体制等の整備についての  
決議の内容の概要及び当該体制の運用状況

## 連結計算書類

連結持分変動計算書

連結計算書類の注記

## 計算書類

株主資本等変動計算書

計算書類の注記

第41期（2025年1月1日から2025年12月31日まで）

日本たばこ産業株式会社

上記の事項につきましては、法令及び当社定款第17条第2項の規定に基づき、書面交付  
請求をいただいた株主様に対して交付する書面には記載しておりません。

# 事業報告

## 会社の新株予約権等に関する事項

### 1. 当該事業年度末日における新株予約権の総数等

|                         |                              |
|-------------------------|------------------------------|
| (1) 新株予約権の総数            | 954個                         |
| (2) 新株予約権の目的となる株式の種類及び数 | 普通株式190,800株（新株予約権1個につき200株） |

### 2. 当該事業年度末日における当社の会社役員が保有する新株予約権の状況

|                            |                                                               |
|----------------------------|---------------------------------------------------------------|
| (1) 新株予約権の目的となる株式の種類及び数    | 普通株式164,200株（新株予約権1個につき200株）                                  |
| (2) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額 | 1株当たり1円                                                       |
| (3) 新株予約権の譲渡制限             | 新株予約権を譲渡するには取締役会の承認を要するものとします。                                |
| (4) 新株予約権の行使の条件            | 新株予約権者は、当社の取締役、監査役及び執行役員のいずれの地位をも喪失した場合に限り、新株予約権を行使できるものとします。 |

当社の会社役員の保有状況は以下のとおりです。

| 発行年度   | 新株予約権の割当てに際しての払込金額 | 新株予約権を行使することができる期間         | 取締役  |      | 監査役 |      |
|--------|--------------------|----------------------------|------|------|-----|------|
|        |                    |                            | 個数   | 保有者数 | 個数  | 保有者数 |
| 2007年度 | 1個当たり581,269円      | 2008年1月9日から2038年1月8日まで     | 16個  | 1名   | —   | —    |
| 2008年度 | 1個当たり285,904円      | 2008年10月7日から2038年10月6日まで   | 18個  | 1名   | —   | —    |
| 2009年度 | 1個当たり197,517円      | 2009年10月14日から2039年10月13日まで | 40個  | 1名   | —   | —    |
| 2010年度 | 1個当たり198,386円      | 2010年10月5日から2040年10月4日まで   | 42個  | 1名   | —   | —    |
| 2011年度 | 1個当たり277,947円      | 2011年10月4日から2041年10月3日まで   | 9個   | 1名   | —   | —    |
| 2012年度 | 1個当たり320,000円      | 2012年10月10日から2042年10月9日まで  | 6個   | 1名   | —   | —    |
| 2013年度 | 1個当たり513,400円      | 2013年10月8日から2043年10月7日まで   | 21個  | 1名   | —   | —    |
| 2014年度 | 1個当たり483,200円      | 2014年10月7日から2044年10月6日まで   | 12個  | 1名   | —   | —    |
| 2015年度 | 1個当たり711,200円      | 2015年8月4日から2045年8月3日まで     | 24個  | 1名   | —   | —    |
| 2016年度 | 1個当たり572,600円      | 2016年7月5日から2046年7月4日まで     | 43個  | 2名   | —   | —    |
| 2017年度 | 1個当たり482,200円      | 2017年7月4日から2047年7月3日まで     | 66個  | 2名   | —   | —    |
| 2018年度 | 1個当たり300,000円      | 2018年7月3日から2048年7月2日まで     | 197個 | 3名   | —   | —    |
| 2019年度 | 1個当たり188,000円      | 2019年7月2日から2049年7月1日まで     | 327個 | 3名   | —   | —    |

(注) 1. 取締役には、社外取締役を含みません。

2. 2020年3月19日開催の第35回定時株主総会の決議により、株式報酬型ストックオプション制度を廃止しております。そのため、当事業年度におけるストックオプションとしての新株予約権の新たな発行は行っておりません。

## 業務の適正を確保するための体制等の整備についての決議の内容の概要及び当該体制の運用状況

当社は、取締役会において、取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社業務の適正を確保するために必要な体制の整備について、次のとおり決議しております。

- (1) 当社の取締役及び従業員並びに子会社の取締役等（会社法施行規則第100条第1項第5号イにいう「取締役等」をいう。）及び従業員（以下、取締役等及び従業員を総称して「役職員」という。）の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

### ① コンプライアンス体制

当社は、コンプライアンス体制に係る規程に基づき、当社及び子会社の役職員が法令、定款及び社会規範等を遵守した上で適切な行動をとることを目的に、グローバルに共通するJTグループの価値観・倫理観をまとめたJT Group Compliance Policyを策定するとともに、コーポレート及び各事業毎に、JT Group Compliance Policyと整合し、かつ、それぞれの固有の環境及び特性に応じた行動規範（以下、「各部門コンプライアンス行動規範」という。）を策定する。また、コンプライアンスの徹底を図るため、JTグループ全体におけるコンプライアンスを統括・推進し、取締役会への説明責任を果たすための審議機関として、社長、副社長及び外部専門家を構成員とするJTグループコンプライアンス委員会を設置し、その委員長を社長が務めるものとする。さらに、コンプライアンス担当執行役員を定め法務・コンプライアンス統括部を所管させ、これによりJTグループ横断的な体制の整備・推進及び問題点の把握に努める。加えて、コーポレート及び各事業内に設置する部門コンプライアンス委員会において自律的に自部門のコンプライアンスに関わる事項を審議し、JTグループコンプライアンス委員会がJTグループ全体の取組みを把握又は審議の上、取締役会への十分な報告を行うことにより取締役会との接続を強化し、これをもってJTグループコンプライアンスの監督及び推進の両面において充実及び強化に努める。

当社及び子会社の各コンプライアンス推進部門（当社においては「法務・コンプライアンス統括部」をいい、子会社においてはそれに相当する部署等をいう。）は、各部署・組織を通じて、各部門コンプライアンス行動規範をその役職員に配布するとともに、役職員を対象とした各種研修等を通じて教育啓発活動を行うことによってコンプライアンスの実効性の向上に努める。

### （内部通報体制）

当社及び子会社は、その役職員が法令違反の疑義がある行為等を発見した場合に備え、内部通報体制として相談・通報窓口を設置する。相談・通報を受けた各コンプライアンス推進部門はその内容を調査し、必要な措置を講ずるとともに、再発防止策を実施する。また、当社は、法務・コンプライアンス統括部が対応する相談・通報窓口とは別に、当社監査役が対応する、業務執行ラインから独立性を有した相談・通報窓口を設置する。相談・通報を受けた当社監査役はその内容を調査し、当社は必要な措置及び再発防止策を実施する。

当社は、JTグループに係る重要な問題については部門コンプライアンス委員会及びJTグループコンプライアンス委員会に付議し、審議を求め、又は報告することとする。

### （反社会的勢力排除に向けた体制）

当社及び子会社は、反社会的勢力とは断固として対決し、不当な要求には応じず、一切の関係を遮断する。JTグループとしての対応統括部署を当社コーポレートガバナンス部と定め、警察当局、関係団体、弁護士等と連携し、情報収集・共有を図り、組織的な対応を実施する。また、反社会的勢力への関与を禁止し、当社及び子会社の役職員に周知徹底するとともに、これら役職員に対して適宜研修等を行うことにより、反社会的勢力排除に向けた啓発活動を継続的に実施する。

### ② 財務報告の信頼性を確保するための体制

当社は、金融商品取引法等に基づき、JTグループの財務報告に係る内部統制システムを整備・運用するとともに、これを評価・報告する体制を適正な人員配置のもとに構築し、もって財務報告の信頼性の維持向上を図る。

### ③ 内部監査体制

当社監査部は、内部監査を所管し、事業活動の全般にわたる管理・運営の制度及び業務の遂行状況を業務執行組織から独立した立場で、客観的な視点から検討・評価し、適正な業務運営の確保と経営効率の向上を図る。また、当社監査部は、各子会社の内部監査機能との連携により、JTグループの内部監査体制及び方針の企画・推進、並びに各子会社の内部監査機能に対する補完を行う。

(2) 当社取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

① 議事録の保存及び管理

当社は、株主総会及び取締役会の議事録については、法令に基づき適切に保存管理を行う。

② その他の情報の保存及び管理

当社は、重要な業務執行や契約の締結等の意思決定に係る情報については、責任権限規程に基づき責任部署及び保存管理責任を明らかにし、また、その意思決定手続・調達・経理処理上の管理に関する規程を定め、その保存管理を行う。

(3) 子会社取締役等の職務の執行に係る事項の当社への報告に関する体制

当社は、子会社に対し、当該子会社を所管する当社担当部署へ重要な情報を定期的に報告させるものとする。

(4) 当社及び子会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制

① 平常時のリスク評価・管理体制

当社は、金融・財務リスクに対しては、JTグループに係る指針・規程・マニュアルを定めるとともに、四半期毎に社長及び取締役会に対して報告を行う。その他のリスクについては、責任権限規程により定められた部門毎の責任権限に基づき、責任部署が事務局となって各種委員会等を設置して適切に管理を行うとともに、重要性に応じて、社長へ報告し、対策の承認を得る。

当社監査部は、各子会社の内部監査機能と連携しつつ、業務執行組織から独立した客観的な視点で、重要性和リスクを考慮してJTグループにおける社内管理体制等を検討・評価し、社長に対して報告・提言を行うとともに、取締役会に対して報告を行う。

② 有事の対応

当社は、危機管理及び災害対策について対応マニュアルを定め、危機や災害の発生時には緊急プロジェクト体制を立ち上げ、経営トップの指揮のもと、関係部門及び子会社との緊密な連携により、迅速・適切に対処することができる体制を整える。また、対処した事案等とその内容については、経営トップに対して報告するとともに、必要に応じて取締役会に対して報告を行う。

(5) 当社取締役及び子会社取締役等の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

① 当社取締役会

当社取締役会は、原則毎月1回の開催に加え、必要に応じ機動的に開催し、法令で定められた事項及び重要事項の決定を行うとともに、業務執行を監督する。

当社取締役会は、当社取締役から3ヶ月に1回以上業務執行の状況の報告を受ける。

② 当社における適切な権限委譲及び責任体制

当社取締役会に付議する事項のほか、業務全般に亘る経営方針及び基本計画に関する事項等を中心とする経営上の重要事項については、責任権限規程により、明確な意思決定プロセスを定め、迅速な意思決定及び高品質な業務執行を実現することができる体制とする。

当社取締役会が任命する執行役員は、当社取締役会の決定する全社経営戦略等に基づき、各々の領域において委譲された権限のもと、適切な業務執行を行う。組織及び職制については、組織職制規程により基本事項を定めるとともに、業務分担ガイダンスにより各部門の役割を明確に示し、業務の効率性・柔軟性に資する運営を行う。

③ JTグループに適用される規程及び指針の策定等

当社は、JTグループに適用される規程及び指針等の策定等を通じて、JTグループにおける効率的な業務執行体制を構築する。

(6) 当社並びに当社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

① JTグループのパーパス

JTグループは、「心の豊かさを、もっと。/Fulfilling Moments, Enriching Life」をJT Group Purposeとして定め、JTグループ内で共有する。

② グループマネジメント

当社は、グループに共通する機能・規程等を定義し、グループマネジメントを行うことにより、JTグループ全体最適を図る。コンプライアンス体制（通報体制を含む。）、内部監査体制、財務管理体制等については、子会社と連携を図り、整備する。

(7) 当社監査役がその職務を補助すべき従業員を置くことを求めた場合における当該従業員に関する事項

① 監査役室の設置

当社監査役（以下、単に「監査役」という。「監査役会」、「監査役室」、及び「監査役室長」との表現も当社のそれを意味するものとする。）の職務を補助する組織として、監査役室を置く。

② 人員の配置

監査役室には必要な人員を配置する。また、必要に応じ監査役会と協議の上、人員配置体制の見直しを行う。



- (8) 監査役室所属の従業員の当社取締役からの独立性に関する事項及び監査役の当該従業員に対する指示の実効性の確保に関する事項
- ① 監査役室所属の従業員の人事等  
監査役室長の評価は監査役会が行い、その他の監査役室所属従業員の評価は、監査役会の助言のもと、監査役室長が行う。監査役室所属の従業員の異動・懲戒に当たっては、監査役会と事前に協議を行う。
- ② 監査役室所属の従業員の職務  
監査役室所属の従業員は、監査役の指揮命令に従ってその職務を補助するものとし、当該従業員には当社の業務執行に係る役職を兼務させない。
- (9) 当社及び子会社の役職員又は子会社役職員から報告を受けた者が、監査役会又は監査役に報告するための体制
- ① 監査役会への報告  
当社及び子会社の役職員は、計算書類等及び不正又は法令若しくは定款に違反する重大な事実を発見した場合における当該事実その他の会社の経営に関する重要な事項等について、監査役会に報告を行う。
- ② 監査役への求めに応じた適切な報告  
当社及び子会社の役職員は、監査役から重要な文書の閲覧、実地調査、報告を求められたときは、迅速かつ適切に対応する。
- ③ 内部通報の状況の報告  
法務・コンプライアンス統括部は、監査役に対して、JTグループに係る内部通報の状況について定期的な報告を行うとともに、必要に応じて適宜報告を行う。
- (10) 監査役に報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制  
当社は、内部通報における相談・通報を理由として、相談・通報者に対していかなる不利な取扱いも行わないことについて、JTグループでの周知徹底を行う。
- (11) 監査役職務の執行について生ずる費用の前払い又は償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項
- ① 会社法第388条に基づく費用又は債務の処理  
当社は、監査役が当社に対して会社法第388条に基づく費用の前払い等の請求をしたときは、当該請求に係る費用又は債務が当該監査役職務の執行に必要でないと認められた場合を除き、速やかに当該費用又は債務を処理する。
- ② 予算の設定等  
当社は、監査役職務の監査に係る諸費用については、監査の実効性を担保すべく予算を設定する。また、監査役職務の監査に係る諸費用のうち予算を超えた部分についても、当該費用が職務の執行に必要でないと認められた場合を除き、当社が負担する。
- (12) その他監査役職務の監査が実効的に行われることを確保するための体制
- ① 重要な会議への出席等  
監査役は、当社取締役会その他の当社の重要な会議に出席することができる。
- ② 監査部、法務・コンプライアンス統括部と監査役との連携  
監査部及び法務・コンプライアンス統括部は、監査役との間で情報交換を行い、連携をとる。

業務の適正を確保するための体制の運用状況は以下のとおりであります。

① コンプライアンスに対する取組みの状況

- ・当社は、コンプライアンス体制に係る規程に基づき、当社及び子会社の役職員が法令、定款及び社会規範等を遵守した上で適切な行動をとることを目的に、グローバルに共通するJTグループの価値観・倫理観をまとめたJT Group Compliance Policyを策定するとともに、コーポレート及び各事業毎に、JT Group Compliance Policyと整合、かつ、それぞれの固有の環境及び特性に応じた各部門コンプライアンス行動規範を策定し、各部門コンプライアンス行動規範を当社及び子会社の役職員に配布するなど周知しております。
- ・「JTグループコンプライアンス規程」に基づき、年度コンプライアンス計画の実践状況、重要なコンプライアンス違反の発生事実及び講じた措置、その他の重要事項について、取締役会への報告を適宜実施しております。
- ・コンプライアンスの意識の向上と不正行為の防止等を図るため、当社及び子会社の役職員を対象とした研修を定期的実施しております。
- ・内部通報体制については、社内外に相談・通報窓口を設置しており、相談・通報を理由として、相談・通報者に対していかなる不利な取扱いも行わないよう当社及び子会社の役職員に周知しております。また、部門コンプライアンス委員会及びJTグループコンプライアンス委員会において、定期的に相談・通報の内容を報告しております。
- ・反社会的勢力への対応については、お取引先からの表明・確約書の徴取や、当社及び子会社の役職員への定期的な研修等を継続して実施しております。

② 損失の危険の管理に対する取組みの状況

- ・金融・財務リスクについては、「Group Treasury Principle」に基づき、四半期毎に社長及び取締役会への報告を実施しております。
- ・社内管理体制の評価・検討については、「内部監査規程」に基づき、監査部から社長に対して報告・提言を行うとともに、取締役会への報告を実施しております。
- ・危機・災害については、「内部統制システムの構築に関する基本方針及び体制の整備についての決定」に基づき、対処した事案等とその内容について、取締役会への報告を実施しております。

③ 職務執行の適正性及び効率的に行われることに対する取組みの状況

- ・「取締役会規程」に基づき、取締役会を原則として毎月開催しているほか、適宜臨時に開催しております。各担当取締役は、子会社を含む各事業の業務執行の状況について、四半期毎に取締役会への報告を実施しております。
- ・重要な業務執行等の意思決定等については、決裁手続が電子化されており、迅速・効率的な管理体制を構築しております。取締役会議事録についても、正確に記録・作成し、情報の保存及び管理を適切に行っております。

④ 監査役監査の実効性の確保

- ・監査役は、当社及び子会社の役職員から監査に必要な情報について随時報告を受けるとともに、重要な会議への出席に加え、業務執行の意思決定に係る電子決裁の内容を随時確認しております。また、JTグループにおける監査役監査の充実のため、子会社監査役と定期的に意見交換等を実施しております。
- ・監査部及び法務・コンプライアンス統括部は、監査役との間で定期的に情報交換を行い連携しております。
- ・監査役の職務を補助するため、執行部門から独立した監査役室を設置し、必要な人員を配置しております。また、監査役の協議により職務上必要と見込まれる費用については、予算を計上しております。

## 連結計算書類

連結持分変動計算書（自 2025年1月1日 至 2025年12月31日）

(単位：百万円)

|                               | 親会社の所有者に帰属する持分 |         |          |             |                  |                                     |        |
|-------------------------------|----------------|---------|----------|-------------|------------------|-------------------------------------|--------|
|                               | 資本金            | 資本剰余金   | 自己株式     | その他の資本の構成要素 |                  |                                     |        |
|                               |                |         |          | 新株予約権       | 在外営業活動<br>体の換算差額 | キャッシュ・フロー・<br>ヘッジの公正価値の<br>変動額の有効部分 | ヘッジコスト |
| 2025年1月1日 残高                  | 100,000        | 736,697 | △488,579 | 364         | 364,809          | 4,026                               | 12     |
| 計算書類提出後の修正後発事象<br>(注)         | —              | —       | —        | —           | —                | —                                   | —      |
| 修正後期首残高                       | 100,000        | 736,697 | △488,579 | 364         | 364,809          | 4,026                               | 12     |
| 当期利益                          | —              | —       | —        | —           | —                | —                                   | —      |
| その他の包括利益                      | —              | —       | —        | —           | 149,286          | △78                                 | 5      |
| 当期包括利益                        | —              | —       | —        | —           | 149,286          | △78                                 | 5      |
| 自己株式の取得                       | —              | —       | △1,622   | —           | —                | —                                   | —      |
| 自己株式の処分                       | —              | 367     | 457      | △74         | —                | —                                   | —      |
| 株式に基づく報酬取引                    | —              | —       | —        | —           | —                | —                                   | —      |
| 配当金                           | —              | —       | —        | —           | —                | —                                   | —      |
| 連結範囲の変動                       | —              | —       | —        | —           | —                | —                                   | —      |
| 支配の喪失とならない子会社に<br>対する所有者持分の変動 | —              | —       | —        | —           | —                | —                                   | —      |
| その他の資本の構成要素から<br>利益剰余金への振替    | —              | —       | —        | —           | —                | —                                   | —      |
| その他の増減                        | —              | —       | —        | —           | —                | △3,233                              | —      |
| 所有者との取引額等合計                   | —              | 367     | △1,165   | △74         | —                | △3,233                              | —      |
| 2025年12月31日 残高                | 100,000        | 737,064 | △489,744 | 291         | 514,095          | 715                                 | 17     |

|                           | 親会社の所有者に帰属する持分                |                  |         |           |           | 非支配持分   | 資本合計      |
|---------------------------|-------------------------------|------------------|---------|-----------|-----------|---------|-----------|
|                           | その他の資本の構成要素                   |                  |         | 利益剰余金     | 合 計       |         |           |
|                           | その他の包括利益を通じて測定する金融資産の公正価値の純変動 | 確定給付型退職給付制度の再測定額 | 合 計     |           |           |         |           |
| 2025年1月1日 残高              | 12,388                        | －                | 381,599 | 3,321,034 | 4,050,752 | 82,104  | 4,132,856 |
| 計算書類提出後の修正後発事象(注)         | －                             | －                | －       | △284,129  | △284,129  | －       | △284,129  |
| 修正後期首残高                   | 12,388                        | －                | 381,599 | 3,036,905 | 3,766,623 | 82,104  | 3,848,727 |
| 当期利益                      | －                             | －                | －       | 510,175   | 510,175   | 3,039   | 513,214   |
| その他の包括利益                  | 938                           | 22,147           | 172,298 | －         | 172,298   | 906     | 173,204   |
| 当期包括利益                    | 938                           | 22,147           | 172,298 | 510,175   | 682,473   | 3,945   | 686,418   |
| 自己株式の取得                   | －                             | －                | －       | －         | △1,622    | －       | △1,622    |
| 自己株式の処分                   | －                             | －                | △74     | △616      | 134       | －       | 134       |
| 株式に基づく報酬取引                | －                             | －                | －       | 1,043     | 1,043     | 22      | 1,065     |
| 配当金                       | －                             | －                | －       | △356,873  | △356,873  | △2,671  | △359,544  |
| 連結範囲の変動                   | －                             | －                | －       | －         | －         | △56,129 | △56,129   |
| 支配の喪失とならない子会社に対する所有者持分の変動 | －                             | －                | －       | △1,561    | △1,561    | 1,184   | △377      |
| その他の資本の構成要素から利益剰余金への振替    | △2,386                        | △22,147          | △24,533 | 24,533    | －         | －       | －         |
| その他の増減                    | －                             | －                | △3,233  | △49       | △3,283    | －       | △3,283    |
| 所有者との取引額等合計               | △2,386                        | △22,147          | △27,840 | △333,525  | △362,162  | △57,593 | △419,756  |
| 2025年12月31日 残高            | 10,940                        | －                | 526,058 | 3,213,555 | 4,086,933 | 28,456  | 4,115,389 |

(注) 2024年12月期の監査報告書日後に生じたカナダにおける訴訟の和解に伴う利益剰余金への影響(284,129百万円)について、当連結会計年度の連結計算書類において、2025年1月1日残高の修正として反映しています。



# 連結計算書類の注記

## 1. 連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記

### (1) 連結計算書類の作成基準

当社及びその子会社（以下、当社グループ）の連結計算書類は、会社計算規則第120条第1項の規定により、国際会計基準（以下、IFRS会計基準）に準拠して作成しております。なお、連結計算書類は同項後段の規定により、IFRS会計基準で求められる開示項目の一部を省略しております。

### (2) 連結の範囲に関する事項

連結子会社の数は225社であります。

主要な連結子会社は、TSネットワーク㈱、日本フィルター工業㈱、JT International S.A.、Gallaher Ltd.、テーブルマーク㈱であります。

### (3) 持分法の適用に関する事項

持分法適用の関連会社等の数は20社であります。

主要な持分法適用の関連会社は、TC Megapolis JSCであります。

また、当社グループが有する共同支配企業については、持分法によって処理しております。

### (4) 会計方針に関する事項

#### ① デリバティブ以外の金融資産の評価基準及び評価方法

##### (i) 当初認識及び測定

金融資産は損益又はその他の包括利益を通じて公正価値で測定される金融資産、償却原価で測定される金融資産に分類しております。当社グループは当初認識においてその分類を決定しております。

金融資産は、次の条件がともに満たされる場合には償却原価で測定される金融資産に分類し、それ以外の場合には公正価値で測定される金融資産へ分類しております。

- ・契約上のキャッシュ・フローを回収するために資産を保有することを目的とする事業モデルに基づいて、資産が保有されている。
- ・金融資産の契約条件により、元本及び元本残高に対する利息の支払のみであるキャッシュ・フローが特定の日に生じる。

公正価値で測定される金融資産については、損益を通じて公正価値で測定しなければならない売買目的で保有される資本性金融商品を除き、個々の資本性金融商品ごとに、損益を通じて公正価値で測定するか、その他の包括利益を通じて公正価値で測定するかを指定し、当該指定を継続的に適用しております。

すべての金融資産は、損益を通じて公正価値で測定される区分に分類される場合を除き、公正価値に、当該金融資産に直接帰属する取引コストを加算した金額で測定しております。

##### (ii) 事後測定

金融資産の当初認識後の測定は、その分類に応じて以下のとおり測定しております。

##### (a) 償却原価により測定される金融資産

償却原価により測定される金融資産は実効金利法による償却原価により測定しております。

##### (b) その他の金融資産

償却原価により測定される金融資産以外の金融資産は公正価値で測定しております。

公正価値で測定される金融資産の公正価値の変動額は損益として認識しております。

ただし、資本性金融商品のうち、その他の包括利益を通じて公正価値で測定すると指定したものについては、公正価値の変動額はその他の包括利益として認識し、認識を中止した場合、あるいは公正価値が著しく下落した場合には利益剰余金に振り替えております。なお、当該金融資産からの配当金については当期の損益として認識しております。

##### (iii) 認識の中止

金融資産は、便益を受領する権利が消滅したか、譲渡されたか、又は実質的に所有に伴うすべてのリスクと経済価値が移転した場合に認識を中止しております。

#### (iv) 金融資産の減損

償却原価により測定される金融資産については、予想信用損失に対する貸倒引当金を認識しております。予想信用損失は、過去の貸倒実績や将来の回収可能価額等を基に算定しております。

営業債権については、常に全期間の予想信用損失と等しい金額を貸倒引当金として認識しております。営業債権以外の金融資産については、原則として12ヶ月の予想信用損失と等しい金額を貸倒引当金として認識しておりますが、当初認識以降に信用リスクが著しく増大している場合には、全期間の予想信用損失と等しい金額を貸倒引当金として認識しております。

信用リスクが著しく増大しているか否かは、債務不履行が発生するリスクの変化に基づいて判断しており、その判断にあたっては、期日経過情報、債務者の財政状態の悪化、内部信用格付の低下等を考慮しております。

金融資産の全部又は一部について回収が極めて困難であると判断された場合には債務不履行と判断し、信用減損金融資産として扱っております。また、金融資産の全部又は一部を回収できないと合理的に判断される場合には、金融資産の帳簿価額を直接償却しております。

信用減損が発生していない営業債権については、多数の同質的な取引先より構成されているため一括してグルーピングしたうえで、集合的に予想信用損失を測定しております。

金融資産に係る貸倒引当金の繰入額は損益で認識しております。貸倒引当金を減額する事象が生じた場合は、貸倒引当金戻入額を損益で認識しております。

#### ② デリバティブの評価基準及び評価方法

当社グループは、為替リスクや金利リスクをそれぞれヘッジするために、為替予約、金利スワップ契約等のデリバティブを利用しております。これらのデリバティブは、契約が締結された時点の公正価値で当初測定され、その後も公正価値で再測定しております。

デリバティブの公正価値変動額は連結損益計算書において損益として認識しております。ただし、キャッシュ・フロー・ヘッジ及び在外営業活動体の純投資ヘッジの有効部分はその他の包括利益として認識しております。

#### ③ 棚卸資産の評価基準及び評価方法

棚卸資産の取得原価には、購入原価、加工費、及び棚卸資産が現在の場所及び状態に至るまでに発生したその他のすべての原価を含んでおります。

棚卸資産は取得原価と正味実現可能価額のいずれか低い金額で測定し、原価の算定にあたっては、主として総平均法を使用しております。

また、正味実現可能価額は、通常の事業過程における予想売価から、完成に要する見積原価及び販売に要する見積費用を控除して算定しております。

なお、投入までの期間が12ヶ月を超える葉たばこについては、正常な営業循環期間内で保有するものであるため、すべて流動資産に含めて表示しております。

#### ④ 重要な減価償却資産の減価償却方法

##### (i) 有形固定資産及び投資不動産（使用権資産を除く）

有形固定資産の測定においては原価モデルを採用し、取得原価から減価償却累計額及び減損損失累計額を控除した価額で表示しております。取得価額には、資産の取得に直接関連する費用、解体、除去及び原状回復費用、及び資産計上の要件を満たす借入コストを含めております。

土地等の償却を行わない資産を除き、各資産はそれぞれの見積耐用年数に亘って定額法で減価償却を行っております。

投資不動産は、賃貸収益又は資本増価、もしくはその両方を目的として保有する不動産であります。

投資不動産の測定においては、有形固定資産に準じて原価モデルを採用し、取得原価から減価償却累計額及び減損損失累計額を控除した価額で表示しております。

主要な資産項目ごとの見積耐用年数は以下のとおりであります。

|           |        |
|-----------|--------|
| 建物及び構築物   | 20～50年 |
| 機械装置及び運搬具 | 10～18年 |

なお、見積耐用年数及び減価償却方法等は、各年度末に見直しを行い、変更があった場合には、会計上の見積りの変更として将来に向かって適用しております。

(ii) 無形資産（使用権資産を除く）

無形資産の測定においては原価モデルを採用し、取得原価から償却累計額及び減損損失累計額を控除した価額で表示しております。個別に取得した無形資産は、当初認識に際し取得原価で測定しており、企業結合において取得した無形資産の取得原価は、取得日現在における公正価値で測定しております。なお、内部創出の無形資産については、資産化の要件を満たす開発費用を除き、その支出額はすべて発生した期の費用として計上しております。

有限の耐用年数を有する無形資産は、それぞれの見積耐用年数に亘って定額法で償却し、減損の兆候が存在する場合はその都度、減損テストを実施しております。有限の耐用年数を有する無形資産の見積耐用年数及び償却方法は、各年度末に見直しを行い、変更があった場合は、会計上の見積りの変更として将来に向かって適用しております。

有限の耐用年数を有する無形資産の主な見積耐用年数は以下のとおりであります。

|        |        |
|--------|--------|
| 商標権    | 10～20年 |
| ソフトウェア | 5年     |

耐用年数を確定できない無形資産及び未だ使用可能でない無形資産については、償却を行わず、毎年又は減損の兆候が存在する場合にはその都度、個別に又は各資金生成単位で減損テストを実施しております。

(iii) 使用権資産

当社グループは、契約の開始時に、特定された資産の使用を支配する権利が一定期間に亘って対価と交換に移転する場合には、当該契約はリースであるか又はリースを含んでいると判定しております。ただし、リース期間が12ヶ月以内の短期リース及び少額資産のリースについて、使用権資産及びリース負債を認識しないことを選択しております。

契約がリースであるか又はリースを含んでいる場合、短期リース又は少額資産のリースを除き、開始日において使用権資産及びリース負債を連結財政状態計算書に計上しております。短期リース及び少額資産のリースに係るリース料はリース期間に亘り定額法により費用として認識しております。

使用権資産の測定においては原価モデルを採用し、取得原価から減価償却累計額及び減損損失累計額を控除した価額で表示しております。

取得価額には、リース負債の当初測定のコスト、開始日以前に支払ったリース料、当初直接コストを含めております。使用権資産は見積耐用年数とリース期間のいずれか短い期間に亘って、定額法で減価償却を行っております。リース負債は、支払われていないリース料の現在価値で測定しております。リース料は、実効金利法に基づき金融費用とリース債務の返済額とに配分しております。金融費用は連結損益計算書で認識しております。

⑤ 重要な引当金の計上基準

当社グループは、過去の事象の結果として現在の債務（法的債務又は推定的債務）を有しており、債務の決済を要求される可能性が高く、かつ当該債務の金額について信頼できる見積りが可能である場合に引当金を認識しております。

貨幣の時間価値が重要な場合には、決済のために要すると見積られた支出額の現在価値で測定しております。現在価値の算定には、貨幣の時間的価値の現在の市場評価とその負債に固有のリスクを反映した税引前の割引率を用いております。

また、IAS第37号「引当金、偶発負債及び偶発資産」に従い、リストラクチャリング引当金については詳細な公式計画を有し、かつ計画の実施や公表を通じて、影響を受ける関係者に当該リストラクチャリングが確実に実施されると予期させた時点で認識しております。当該引当金は、リストラクチャリングから発生する直接支出のみを計上対象としており、以下の双方に該当するものであります。

- ・リストラクチャリングに必然的に伴うもの
- ・企業の継続活動に関連がないもの



## ⑥ 退職後給付

当社グループは、従業員の退職給付制度として確定給付制度と確定拠出制度を運営しております。

また、公的年金負担に要する費用のうち、1956年6月以前（公共企業体職員等共済組合法施行日前）の給付対象期間に係る共済年金給付の負担について、当該共済年金負担に係る負債額を算定し退職給付に係る負債に含めて計上しております。

当社グループは確定給付制度債務の現在価値及び関連する当期勤務費用並びに過去勤務費用を、予測単位積増方式を使用して各制度ごとに個別に算定しております。割引率は、将来の毎年度の給付支払見込みまでの期間を基に割引期間を設定し、割引期間に対応した期末日時点の優良社債又は国債の市場利回りに基づき算定しております。確定給付制度に係る負債又は資産は、確定給付制度債務の現在価値から、制度資産の公正価値（必要な場合には、確定給付資産の上限、最低積立要件への調整を含む）を控除して算定しております。また利息費用及び利息収益は、金融費用として計上しております。

確定給付型退職給付制度の再測定額は、発生した期においてその他の包括利益として一括認識しており、直ちに利益剰余金に振り替えております。過去勤務費用は、発生した期の損益として処理しております。

確定拠出型の退職給付に係る費用は、拠出した時点で費用として認識しております。

## ⑦ 収益の計上基準

### (i) 顧客との契約から生じる収益

当社グループは、以下の5ステップアプローチに基づき、収益を認識しております。

ステップ1：顧客との契約を識別する

ステップ2：契約における履行義務を識別する

ステップ3：取引価格を算定する

ステップ4：取引価格を契約における履行義務に配分する

ステップ5：企業が履行義務の充足時に収益を認識する

当社グループは、たばこ製品、加工食品等の販売を行っており、このような物品の販売については、物品の引渡時点において当該物品に対する支配が顧客に移転し、当社グループの履行義務が充足されると判断しており、当該物品の引渡時点で収益を認識しております。また、収益は顧客との契約において約束された対価から、値引、割戻等及び消費税等の税金を控除した金額で測定しております。

なお、たばこ税及びその他当社グループが代理人として関与した取引における取引高については、収益より控除しており、これらを除いた金額を売上収益として連結損益計算書に表示しております。

### (ii) 利息収益

利息収益は、実効金利法により認識しております。

### (iii) 配当金

配当は、支払を受ける株主の権利が確定した時に認識しております。

## ⑧ のれんに関する事項

のれんは取得原価から減損損失累計額を控除した価額で表示しております。

のれんは償却を行わず、事業の種類に基づいて識別された資金生成単位に配分し、毎年又は減損の兆候が存在する場合にはその都度、減損テストを実施しております。のれんの減損損失は連結損益計算書において認識され、その後の戻入は行っておりません。

## ⑨ 外貨換算の方法

当社グループの連結計算書類は、当社の機能通貨である円で表示しております。また、グループ内の各企業はそれぞれ独自の機能通貨を定めており、各企業の取引はその機能通貨により測定しております。

外貨建取引は、取引日における直物為替相場又はそれに近似するレートにより機能通貨に換算しております。外貨建の貨幣性資産及び負債は、決算日の直物為替相場により機能通貨に換算しております。当該換算及び決済により生じる換算差額は損益として認識しております。ただし、在外営業活動体（海外子会社等）に対する純投資のヘッジ手段として指定された金融商品、その他の包括利益を通じて測定される金融資産、及びキャッシュ・フロー・ヘッジから生じる換算差額については、その他の包括利益として認識しております。

在外営業活動体の資産及び負債は決算日の直物為替相場により、収益及び費用は取引日の直物為替相場又はそれに近似するレートにより、それぞれ円貨に換算しており、その換算差額はその他の包括利益として認識しております。ただし、超インフレ経済下にある子会社の収益及び費用は、超インフレ会計の適用により決算日の直物為替相場により円換算しております。超インフレ会計の詳細は「⑬超インフレの調整」に記載しております。在外営業活動体が処分された場合には、当該営業活動体に関連する累積換算差額を処分した期の損益として認識しております。

#### ⑩ 重要なヘッジ会計の方法

当社グループは、為替リスクや金利リスクをそれぞれヘッジするために、為替予約、金利スワップ契約等のデリバティブを利用しております。これらのデリバティブは、契約が締結された時点の公正価値で当初測定され、その後も公正価値で再測定しております。

デリバティブの公正価値変動額は連結損益計算書において損益として認識しております。ただし、キャッシュ・フロー・ヘッジ及び在外営業活動体の純投資ヘッジの有効部分はその他の包括利益として認識しております。

当社グループは、ヘッジ開始時に、ヘッジ会計を適用しようとするヘッジ関係並びにヘッジを実施するにあたってのリスク管理目的及び戦略について、公式に指定及び文書化を行っております。当該文書は、具体的なヘッジ手段、ヘッジ対象、ヘッジされるリスクの性質及びヘッジ関係の有効性の評価方法などを含んでおります。これらのヘッジは、ヘッジ対象とヘッジ手段との間に経済的關係があること、信用リスクの影響が経済的關係から生じる価値変動に著しく優越するものではないこと、ヘッジ関係のヘッジ比率が実際にヘッジしているヘッジ対象及びヘッジ手段の数量から生じる比率と同じであることが見込まれますが、ヘッジ関係が将来に向けて有効であるかどうかを判定するために、継続的に評価しております。

また、リスク管理目的は変わっていないものの、ヘッジ手段とヘッジ対象の経済的關係に変化が生じたため、ヘッジ比率に関するヘッジの有効性の要求に合致しなくなった場合には、適格要件を再び満たすように、ヘッジ比率を調整しております。ヘッジ比率の調整後もなお、ヘッジ関係が適格要件を満たさなくなった場合には、当該要件を満たさなくなった部分についてヘッジ会計を中止しております。なお、当社グループは有効性の高いヘッジを行っているため、通常、重要なヘッジの非有効部分は発生しないと想定しております。

ヘッジ会計に関する厳格な要件を満たすヘッジは、IFRS第9号「金融商品」に基づき以下のように分類し、会計処理しております。

##### (i) 公正価値ヘッジ

ヘッジ手段に係る利得又は損失は、連結損益計算書において損益として認識しております。ただし、その他の包括利益を通じて公正価値で測定すると指定した資本性金融商品をヘッジ対象とした場合の公正価値変動については、その他の包括利益として認識しております。ヘッジ対象に係るヘッジ利得又は損失については、ヘッジ対象の帳簿価額を調整し、連結損益計算書において損益として認識しております。ただし、その他の包括利益に表示することとした資本性金融商品の公正価値変動については、その他の包括利益として認識しております。

##### (ii) キャッシュ・フロー・ヘッジ

ヘッジ手段に係る利得又は損失のうち有効部分はその他の包括利益として認識し、非有効部分は直ちに連結損益計算書において損益として認識しております。なお、通貨オプションの時間的価値については、ヘッジ手段の指定から除外しており、その他の資本の構成要素の独立項目であるヘッジコストとして認識しております。

その他の包括利益に計上されたヘッジ手段に係る金額は、ヘッジ対象である取引が損益に影響を与える時点で損益に振り替えております。ヘッジ対象が非金融資産又は非金融負債の認識を生じさせるものである場合に、その他の包括利益として認識されている金額は、非金融資産又は非金融負債の当初の帳簿価額の修正として処理しております。

ヘッジされた将来キャッシュ・フローの発生がもはや見込まれない場合には、従来その他の包括利益を通じて資本として認識していた累積損益を損益に振り替えております。ヘッジされた将来キャッシュ・フローの発生がまだ見込まれる場合には、従来その他の包括利益を通じて資本として認識されていた金額は、当該将来キャッシュ・フローが発生するまで引き続き資本に計上しております。

##### (iii) 在外営業活動体に対する純投資のヘッジ

在外営業活動体に対する純投資のヘッジから発生する換算差額については、キャッシュ・フロー・ヘッジと同様の方法で会計処理しております。ヘッジ手段に係る利得及び損失のうち、有効部分はその他の包括利益として認識し、非有効部分は連結損益計算書において損益として認識しております。在外営業活動体の処分時には、従来その他の包括利益を通じて資本として認識していた累積損益を損益に振り替えております。

#### ⑪ 金融商品の公正価値

各決算日現在で活発な金融市場において取引されている金融商品の公正価値は、市場における公表価格又はディーラー価格を参照しております。

活発な市場が存在しない金融商品の公正価値は、適切な評価技法を使用して算定しております。

#### ⑫ 当社及び一部の子会社は、グループ通算制度を適用しております。



⑬ 超インフレの調整

超インフレ経済下にある子会社の業績及び財政状態について、IAS第29号「超インフレ経済下における財務報告」に定められる要件に従い、報告期間の末日現在の測定単位に修正したうえで、当社グループの連結計算書類に含めております。

超インフレ経済下にある子会社は、取得原価で表示されている有形固定資産等の非貨幣性項目について、取得日を基準に期末日時点の測定単位に修正しております。現在原価で表示されている貨幣性項目及び非貨幣性項目については、報告期間の末日現在の測定単位で表示されていると考えられるため、修正しておりません。

(5) 会計方針の変更

当社グループが当年度より適用している基準及び解釈指針は以下のとおりです。

| IFRS会計基準 |              | 新設・改訂の概要                      |
|----------|--------------|-------------------------------|
| IAS第21号  | 外国為替レート変動の影響 | 他の通貨に交換可能でない通貨に関する会計処理及び開示を規定 |

上記の基準等の適用が連結計算書類に与える重要な影響はありません。

(6) 表示方法の変更

当年度において、医薬事業を非継続事業へ分類したことに伴い、継続事業と非継続事業を区分して表示しております。

非継続事業の内容については、「9. 非継続事業に関する注記」に記載しております。

## 2. 会計上の見積りに関する注記

会計上の見積りにより、当年度に係る連結計算書類にその額を計上した項目であって、翌年度の連結計算書類に重要な影響を与える見積りは、以下のとおりです。

### (1) 有形固定資産、のれん、無形資産及び投資不動産の減損

#### ① 当年度の連結計算書類に計上した金額

|        |              |
|--------|--------------|
| 有形固定資産 | 979,800百万円   |
| のれん    | 2,923,096百万円 |
| 無形資産   | 395,658百万円   |
| 投資不動産  | 3,068百万円     |

#### ② 会計上の見積りの内容に関する理解に資する情報

当社グループは、有形固定資産、のれん、無形資産及び投資不動産について、回収可能価額が帳簿価額を下回る兆候がある場合には、減損テストを実施しております。

減損テストを実施する契機となる重要な要素には、過去あるいは見込まれる営業成績に対しての著しい実績の悪化、取得した資産の用途の著しい変更ないし戦略全体の変更、業界トレンドや経済トレンドの著しい悪化等が含まれます。さらに、のれんについては、回収可能価額がその帳簿価額を下回っていないことを確認するため、最低年1回、兆候の有無に係わらず減損テストを実施しております。

減損テストは、資産の帳簿価額と回収可能価額を比較することにより実施し、回収可能価額が帳簿価額を下回る場合には減損損失を計上することとなります。回収可能価額は、主に割引キャッシュ・フロー・モデルにより算定しており、算定に際しては、資産の耐用年数や将来のキャッシュ・フロー、割引率、長期成長率等について一定の仮定を設定しております。これらの仮定は、経営者の最善の見積りと判断により決定しておりますが、将来の不確実な経済条件の変動の結果によって影響を受ける可能性があり、見直しが必要となった場合、翌年度以降の連結計算書類において認識する金額に重要な影響を与える可能性があります。

### (2) 退職後給付

#### ① 当年度の連結計算書類に計上した金額

|           |            |
|-----------|------------|
| 退職給付に係る資産 | 29,946百万円  |
| 退職給付に係る負債 | 253,225百万円 |

#### ② 会計上の見積りの内容に関する理解に資する情報

当社グループは確定給付型を含む様々な退職給付制度を有しております。また、当社の共済年金給付制度は、日本国政府が所掌する公的年金制度の一つであり、その給付に要する費用の一部は法令により、事業主である当社が負担しております。

これらの各制度に係る確定給付制度債務の現在価値及び関連する勤務費用等は、数理計算上の仮定に基づいて算定されております。数理計算上の仮定には、割引率やインフレ率等、様々な変数についての見積り及び判断が求められます。

当社グループは、これらの変数を含む数理計算上の仮定の適切性について、外部の年金数理人からの助言を得ております。

数理計算上の仮定は、経営者の最善の見積りと判断により決定しておりますが、将来の不確実な経済条件の変動の結果や関連法令の改正・公布によって影響を受ける可能性があり、見直しが必要となった場合、翌年度以降の連結計算書類において認識する金額に重要な影響を与える可能性があります。

### (3) 引当金

#### ① 当年度の連結計算書類に計上した金額

|     |           |
|-----|-----------|
| 引当金 | 87,139百万円 |
|-----|-----------|

#### ② 会計上の見積りの内容に関する理解に資する情報

当社グループは、資産除去引当金、リストラクチャリング引当金等、種々の引当金を連結財政状態計算書に計上しております。

これらの引当金は、決算日における債務に関するリスク及び不確実性を考慮に入れた、債務の決済に要する支出の最善の見積りに基づいて計上されております。

債務の決済に要する支出額は、将来の起こりうる結果を総合的に勘案して算定しておりますが、予想しえない事象の発生や状況の変化によって影響を受ける可能性があり、実際の支払額が見積りと異なった場合、翌年度以降の連結計算書類において認識する金額に重要な影響を与える可能性があります。

(4) カナダ訴訟の和解金に係る負債

① 当年度の連結計算書類に計上した金額

その他の金融負債 156,511百万円

② 会計上の見積りの内容に関する理解に資する情報

カナダにおける当社現地子会社であるJTI Macdonald Corp. (以下「JTI-Mac」という。)は、JTI-Mac及び当社の被補償者に対して提起された喫煙と健康に係る訴訟について、包括的な和解に基づく和解金の支払に合意しており、当該支払は2025年より開始されました。

JTI-Macは、カナダ各州政府が提起した医療費返還請求訴訟10件及び喫煙と健康に係る集団訴訟8件の当事者となっております。当該集団訴訟のうちカナダ・ケベック州においてJTI-Macを被告に含む、Rothmans, Benson&Hedges Inc.及びImperial Tobacco Canada Limitedの計3社（以下「被告たばこ会社」という。）に対し提起された集団訴訟2件に係るケベック州控訴裁判所の判決を受け、被告たばこ会社は「Companies' Creditors Arrangement Act（企業債権者調整法）（以下「CCAA」という。）の適用下で事業を継続し、ケベック州の集団訴訟原告を含む各債権者（以下「本債権者」という。）との調停手続を進めておりました。

最終的に、オンタリオ州上位裁判所は、現地時間2025年3月6日、被告たばこ会社3社合計で325億カナダドル（約3兆5,600億円相当）の和解金の支払を含む再生計画案を承認する旨の決定を下し、同年8月29日に再生計画が発効され包括的に和解することとなりました。JTI-Macは、同社の再生計画（以下「本計画」という。）に基づき頭金として17億カナダドル（約1,800億円相当）を支払っています。

今後、JTI-Macは、本計画に基づき分割金として毎年のJTI-Macの税引後当期純利益の一定割合（1年目～5年目:85%、6年目～10年目:80%、11年目～15年目:75%、16年目以降:70%）を支払います。その総額が被告たばこ会社3社合計で325億カナダドルに満つるまで、分割金の支払が継続されます。なお、当社による一定の前提をおいた各社の将来利益に係る試算に基づけば、支払完了まで30年～40年程度かかる見込です。

本計画に基づきJTI-Macが支払う分割金として負債に計上している金額は、カナダにおけるたばこ事業の市場規模の将来動向及びJTI-Macのカナダ市場における想定シェアを織り込んだ、各年度の税引後当期純利益を基礎として算定されています。また、当該負債の算定に用いる割引率は6.13%（税引前）であり、これは貨幣の時間価値及び当該負債固有のリスクに関する現在の市場評価を反映したものです。

当該分割金に係る負債は、分割金支払義務を履行するうえで必要と見積られる最善の金額に基づき、期末時点において存在する関連リスク及び不確実性を考慮したうえで計上しています。分割金支払義務を履行するうえで必要な金額は、様々な事象を合理的かつ総合的に考慮して算定していますが、予期せぬ事象の発生や状況の変化により、翌年度以降の連結計算書類において認識する金額に重要な影響を与える可能性があります。

(5) 法人所得税

① 当年度の連結計算書類に計上した金額

未払法人所得税等 36,546百万円

繰延税金資産 158,528百万円

繰延税金負債 129,606百万円

② 会計上の見積りの内容に関する理解に資する情報

当社グループは世界各国において事業活動を展開しており、各国の税務当局に納付することになると予想される金額を、法令等に従って合理的に見積り、税務負債及び法人所得税を計上しております。

税務負債及び法人所得税の算定に際しては、課税対象企業及び管轄税務当局による税法規定の解釈や過去の税務調査の経緯など、様々な要因について見積り及び判断が必要となります。

そのため、計上された税務負債及び法人所得税と、実際の税務負債及び法人所得税の金額が異なる可能性があり、その場合、翌年度以降の連結計算書類において認識する金額に重要な影響を与える可能性があります。

また、繰延税金資産は、将来減算一時差異を利用できる課税所得が生じる可能性が高い範囲内で認識しております。

繰延税金資産の認識に際しては、課税所得が生じる可能性の判断において、事業計画に基づいて将来獲得しうる課税所得の時期及びその金額を合理的に見積み、金額を算定しております。

課税所得が生じる時期及び金額は、将来の不確実な経済条件の変動によって影響を受ける可能性があり、実際に生じた時期及び金額が見積りと異なった場合、翌年度以降の連結計算書類において認識する金額に重要な影響を与える可能性があります。

(6) 偶発事象

偶発事象は、決算日におけるすべての利用可能な証拠を勘案し、その発生可能性及び金額的影響を考慮したうえで、将来の事業に重要な影響を及ぼしうる項目を開示しております。

偶発事象の内容については、「10. 偶発事象に関する注記」に記載しております。

(7) その他

昨今のロシア・ウクライナ情勢については、現時点において会計上の見積り及び見積りを伴う判断に与える重要な影響はありません。



### 3. 連結財政状態計算書に関する注記

#### (1) 資産に係る減価償却累計額（減損損失累計額を含む）

|           |              |
|-----------|--------------|
| 有形固定資産    | 1,338,701百万円 |
| のれん及び無形資産 | 1,436,993百万円 |
| 投資不動産     | 5,525百万円     |

#### (2) 担保に供している資産及び担保に係る債務

日本たばこ産業株式会社法第6条の規定により、会社の財産を社債の一般担保に供しております。

|            |    |            |
|------------|----|------------|
| 担保に係る債務の金額 | 社債 | 557,434百万円 |
|------------|----|------------|

また、JTI-Macは、JTI-Mac及び当社の被補償者に対して提起された喫煙と健康に係る訴訟について、包括的な和解に基づく和解金の支払に合意しております。JTI-Mac及びその子会社の資産は、本計画に基づく義務履行の担保として差し入れており、その金額は当年度56,725百万円です。

#### (3) 資産から直接控除した貸倒引当金

|              |           |
|--------------|-----------|
| 営業債権及びその他の債権 | 11,451百万円 |
| その他の金融資産     | 6,892百万円  |

#### 4. 連結持分変動計算書に関する注記

##### (1) 発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項

|               | 当 年 度 期 首<br>株 式 数(千株) | 当 年 度<br>増 加 株 式 数<br>(千株) | 当 年 度<br>減 少 株 式 数<br>(千株) | 当 年 度 末<br>株 式 数(千株) |
|---------------|------------------------|----------------------------|----------------------------|----------------------|
| 発行済株式<br>普通株式 | 2,000,000              | —                          | —                          | 2,000,000            |
| 自己株式<br>普通株式  | 224,409                | 412                        | 210                        | 224,612              |

(注) 普通株式の自己株式数の増加412千株は、単元未満株式の買取請求0千株及び譲渡制限付株式ユニット制度に基づき、株式交付信託を通じた自己株式の取得412千株によるものであります。また、普通株式の自己株式数の減少210千株は、譲渡制限付株式報酬としての自己株式の処分140千株、ストック・オプションの行使40千株、パフォーマンス・シェア・ユニットとしての自己株式の処分30千株及び単元未満株式の売渡請求0千株によるものであります。

自己株式の期末残高には、株式交付信託が保有する当社株式412千株が含まれております。

##### (2) 配当に関する事項

###### ① 配当金支払額

| 決議                   | 株式の種類 | 配当金の総額<br>(百万円) | 1株当たり<br>配当額(円) | 基準日         | 効力発生日      |
|----------------------|-------|-----------------|-----------------|-------------|------------|
| 2025年3月26日<br>定時株主総会 | 普通株式  | 172,232         | 97              | 2024年12月31日 | 2025年3月27日 |
| 2025年7月31日<br>取締役会   | 普通株式  | 184,683         | 104             | 2025年6月30日  | 2025年9月1日  |

2025年7月31日取締役会決議による配当金の総額には、株式交付信託が所有する当社株式に対する配当金42百万円が含まれております。

###### ② 基準日が当年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌年度になるもの

2026年3月25日開催の定時株主総会の議案として、次のとおり提案しております。

| (議案)                 | 株式の種類 | 配当金の総額<br>(百万円) | 配当の原資 | 1株当たり<br>配当額(円) | 基準日         | 効力発生日      |
|----------------------|-------|-----------------|-------|-----------------|-------------|------------|
| 2026年3月25日<br>定時株主総会 | 普通株式  | 230,854         | 利益剰余金 | 130             | 2025年12月31日 | 2026年3月26日 |

2026年3月25日開催定時株主総会決議による配当金の総額には、株式交付信託が所有する当社株式に対する配当金54百万円が含まれております。

##### (3) 当年度末の新株予約権（権利行使期間の初日が到来していないものを除く）の目的となる株式の種類及び数 普通株式 190,800株

## 5. 収益認識に関する注記

### (1) 売上収益の分解

継続事業からの「売上収益」の分解は、以下のとおりです。なお、グループ会社間の内部取引控除後の金額で表示しております。

|                     | 報告セグメント          |                | その他          | 連結               |
|---------------------|------------------|----------------|--------------|------------------|
|                     | たばこ<br>(注2)      | 加工食品           |              |                  |
|                     | 百万円              | 百万円            | 百万円          | 百万円              |
| 自社たばこ製品売上収益<br>(注1) | 3,184,384        | —              | —            | 3,184,384        |
| その他                 | 121,023          | 159,513        | 2,756        | 283,291          |
| 合計                  | <u>3,305,407</u> | <u>159,513</u> | <u>2,756</u> | <u>3,467,675</u> |

(注1) 自社たばこ製品売上収益には、物流事業及び製造受託等に係る売上収益は含まれておりません。

(注2) たばこ事業の自社たばこ製品売上収益のうち、RRPに係る売上収益は122,511百万円です。RRPは、喫煙に伴う健康リスクを低減させる可能性のある製品 (Reduced-Risk Products) を指しております。

自社たばこ製品売上収益のクラスター別の内訳は以下のとおりです。

|             | クラスター別  |                |           |           |
|-------------|---------|----------------|-----------|-----------|
|             | Asia    | Western Europe | EMA       | 合計        |
|             | 百万円     | 百万円            | 百万円       | 百万円       |
| 自社たばこ製品売上収益 | 864,223 | 735,554        | 1,584,608 | 3,184,384 |

Asia:日本を含むアジア全域

Western Europe:西欧地域

EMA:アフリカ、中近東、東欧、トルコ、南北アメリカ大陸及びすべての免税市場

Asiaには台湾、日本、フィリピン等、Western Europeにはイタリア、英国、スペイン等、EMAにはトルコ、ルーマニア、ロシア等を含んでおります。

### ① たばこ事業

たばこ事業においては、製造たばこ等の販売を行っております。

物品の販売からの収益は、物品の引渡時点において当該物品に対する支配が顧客に移転し、当社グループの履行義務が充足されると判断しており、当該物品の引渡時点で収益を認識しております。これらの物品の販売による収益は、顧客との契約において約束された対価から、値引、割戻等及び消費税等の税金を控除した金額で測定しております。加えて、当社グループが顧客に対して支払を行っている場合で、顧客に支払われる対価が顧客からの別個の財又はサービスに対する支払である場合を除き、顧客との契約において約束された対価からその対価を控除した金額で測定しております。

また、取引の対価は履行義務を充足してから主として1年以内に受領しており、重大な金融要素は含んでおりません。

なお、たばこ税及びその他当社グループが代理人として関与した取引における取扱高については、収益より控除しており、これらを除いた経済的便益の流入額を「売上収益」として連結損益計算書に表示しております。

### ② 加工食品事業

加工食品事業においては、冷凍・常温食品及び調味料等の販売を行っております。

物品の販売からの収益は、物品の引渡時点において当該物品に対する支配が顧客に移転し、当社グループの履行義務が充足されると判断しており、当該物品の引渡時点で収益を認識しております。これらの物品の販売による収益は、顧客との契約において約束された対価から、値引、割戻等及び消費税等の税金を控除した金額で測定しております。加えて、当社グループが顧客に対して支払を行っている場合で、顧客に支払われる対価が顧客からの別個の財又はサービスに対する支払である場合を除き、顧客との契約において約束された対価からその対価を控除した金額で測定しております。

また、取引の対価は履行義務を充足してから主として1年以内に受領しており、重大な金融要素は含んでおりません。

なお、当社グループが代理人として関与した取引における取扱高については、収益より控除しており、これらを除いた経済的便益の流入額を「売上収益」として連結損益計算書に表示しております。

### (2) 残存履行義務に配分した取引価格

当社グループにおいて、当初の予想契約期間が1年を超える重要な取引を認識していないため、実務上の便法を適用し、残存履行義務に関する情報は開示しておりません。また、顧客との契約から生じる対価の中に、取引価格に含まれていない重要な金額はありません。



## 6. 金融商品に関する注記

### (1) 金融商品の状況に関する事項

当社グループは、経営活動を行う過程において、財務上のリスク（信用リスク・流動性リスク・為替リスク・金利リスク・市場価格の変動リスク）に晒されており、当該リスクを回避又は低減するために、一定の方針に基づきリスク管理を行っております。また、当社の財務業務を管轄する部門は、主要な財務上のリスク管理の状況について、定期的に当社の社長及び取締役会に報告しております。

当社グループの方針として、デリバティブは、実需取引のリスク緩和を目的とした取引に限定しており、投機目的やトレーディング目的の取引は行っておりません。

### (2) 金融商品の公正価値のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の公正価値ヒエラルキーは、レベル1からレベル3までを以下のように分類しております。

レベル1： 活発な市場における公表価格により測定された公正価値

レベル2： レベル1以外の、観察可能な価格を直接又は間接的に使用して算出された公正価値

レベル3： 観察可能な市場データに基づかないインプットを含む、評価技法から算出された公正価値

#### ① 償却原価で測定される金融商品

当年度末における償却原価で測定される金融商品の連結財政状態計算書計上額及び公正価値ヒエラルキーは、次のとおりであります。

|                       | 連結財政状態計算書<br>計上額 | 公正価値      |         |         |           |
|-----------------------|------------------|-----------|---------|---------|-----------|
|                       |                  | レベル1      | レベル2    | レベル3    | 合計        |
|                       | 百万円              | 百万円       | 百万円     | 百万円     | 百万円       |
| 長期借入金（注）              | 120,883          | －         | 117,812 | －       | 117,812   |
| 社債                    | 1,478,362        | 1,455,042 | －       | －       | 1,455,042 |
| カナダ訴訟の和解金に係る負債<br>（注） | 156,511          | －         | －       | 154,897 | 154,897   |

（注）1年内返済、支払予定の残高を含んでおります。

償却原価で測定される短期金融資産、短期金融負債については、公正価値は帳簿価額と近似しております。

長期借入金の公正価値については、元利金の合計額を、新規に同様の借入を行った場合に想定される利率で割り引いた現在価値により算定しております。

カナダ訴訟の和解金に係る負債の公正価値については、想定される各年度の支払額を期末日時点の割引率で割り引いた現在価値により算定しております。

#### ② 公正価値で測定される金融商品

当年度末における公正価値で測定される金融商品の公正価値ヒエラルキーは、次のとおりであります。

|           | レベル1   | レベル2   | レベル3   | 合計     |
|-----------|--------|--------|--------|--------|
|           | 百万円    | 百万円    | 百万円    | 百万円    |
| デリバティブ資産  | －      | 13,758 | －      | 13,758 |
| 株式        | 20,742 | －      | 14,446 | 35,188 |
| 受取手形及び売掛金 | －      | 24,680 | －      | 24,680 |
| その他       | －      | －      | 13,695 | 13,695 |
| 合計        | 20,742 | 38,438 | 28,141 | 87,321 |
| デリバティブ負債  | －      | 35,792 | －      | 35,792 |
| 合計        | －      | 35,792 | －      | 35,792 |

## 7. 投資不動産に関する注記

### (1) 投資不動産の状況に関する事項

当社グループでは、東京都その他地域において、賃貸オフィスビル等を所有しております。

### (2) 投資不動産の公正価値に関する事項

当年度末における投資不動産の連結財政状態計算書計上額及び公正価値は、次のとおりであります。

|       | 連 結 財 政 状 態 計 算 書 計 上 額 | 公 正 価 値 |
|-------|-------------------------|---------|
|       | 百万円                     | 百万円     |
| 投資不動産 | 3,068                   | 12,617  |

(注) 1. 連結財政状態計算書計上額は、取得原価から減価償却累計額及び減損損失累計額を控除した金額であります。

2. 投資不動産の公正価値は、社外の不動産鑑定士による不動産鑑定評価等に基づく金額であります。その評価は、当該不動産の所在する国の評価基準に従い、類似資産の取引価格を反映した市場証拠に基づいております。

## 8. 1株当たり情報に関する注記

|                     |           |
|---------------------|-----------|
| (1) 1株当たり親会社所有者帰属持分 | 2,301.99円 |
| (2) 基本的1株当たり当期利益    | 287.36円   |
| (3) 希薄化後1株当たり当期利益   | 287.33円   |

なお、継続事業に係る親会社の所有者に帰属する当期利益は499,081百万円であり、基本的1株当たり当期利益は281.11円であります。

## 9. 非継続事業に関する注記

### (1) 非継続事業の概要

当社グループは継続事業、非継続事業の区分について、事業セグメントで判断しております。このため、独立した事業セグメントとして管理していない事業を譲渡又は廃止した場合には、その事業は非継続事業には分類せず、発生する営業損益及びキャッシュ・フローは、継続事業の損益及びキャッシュ・フローの中に含まれております。

当社グループの医薬事業子会社である鳥居薬品株式会社の当社保有株式を2025年9月1日付で同社へ譲渡したと、及び塩野義製薬株式会社への当社医薬事業の承継に係る吸収分割契約を2025年9月25日付で締結したことから、当年度において「医薬事業」を非継続事業に分類し、継続事業と非継続事業を区分して表示しております。

当社グループ医薬事業の譲渡は2025年12月1日付で完了しております。

### (2) 非継続事業の損益

|               | 当年度<br>(自 2025年1月1日<br>至 2025年12月31日) |
|---------------|---------------------------------------|
|               | 百万円                                   |
| 非継続事業の損益      |                                       |
| 収益（注1）        | 80,530                                |
| 費用（注2）        | (85,492)                              |
| 非継続事業からの税引前損失 | (4,962)                               |
| 法人所得税費用（注3）   | 17,101                                |
| 非継続事業からの当期利益  | 12,139                                |

（注1）医薬事業を譲渡したことによる売却益4,725百万円が含まれております。

（注2）減損損失24,346百万円が含まれております。

（注3）医薬事業の譲渡に係る税金費用△26,371百万円が含まれております。

## 10. 偶発事象に関する注記

### 偶発負債

当社及び一部の子会社は、現在係属中の複数の訴訟等の当事者となっております。その最終結果について合理的に見積ることが不可能な訴訟等については、引当金は計上しておりません。

なお、これら訴訟等の当事者である当社及び一部の子会社は、それぞれの主張に確固たる根拠があるものと考えており、社外弁護士と連携のうえ応訴体制を整備し、適切に対応しております。

### (1) 喫煙と健康に関する訴訟

当社の一部子会社は、喫煙、たばこのマーケティング又はたばこの煙への曝露から損害を受けたとする訴訟の被告となっております。喫煙と健康に関する訴訟について、当社の一部子会社を被告とする訴訟は決算日現在142件係属しております。そのうち、カナダにおける18件の訴訟は、2025年3月6日にオンタリオ州上位裁判所の承認を受け同年8月29日に発効したJTI-Macの再生計画に基づく包括的な和解により、JTI-Mac及びその役員等に対する製造たばこに関わる損害賠償等の一切の請求は放棄され、当該請求に関する新たな訴訟提起等が禁止されています。現在、カナダにおける訴訟について、各管轄裁判所において訴訟を正式に終了させるための形式的な手続が進行中です。また、米国たばこ会社Vector Group Ltd.買収に伴い引き継いだ訴訟のうち一部については、訴訟損失引当金を計上しております。

現在係属中の喫煙と健康に関する訴訟のうち、主なものは以下のとおりであります。

#### ① 個人訴訟

アメリカ合衆国において、当社の一部子会社に対し123件の個人訴訟が提起されております。

#### ② 集団訴訟

アメリカ合衆国において、当社の一部子会社に対し、1件の集団訴訟が提起されております。本訴訟は現在手続停止中です。

### (2) その他の訴訟等

当社及び一部の子会社は、商事紛争、税務紛争その他の訴訟等においても当事者となっております。

1 1. 重要な後発事象に関する注記  
該当事項はありません。

1 2. 記載金額は、表示単位未満の端数を四捨五入して表示しております。



計算書類

株主資本等変動計算書（自 2025年 1 月 1 日 至 2025年12月31日）

(単位：百万円)

|                             | 株 主 資 本 |              |                     |                     |              |                               |               |              |               |                     |
|-----------------------------|---------|--------------|---------------------|---------------------|--------------|-------------------------------|---------------|--------------|---------------|---------------------|
|                             | 資本金     | 資 本 剰 余 金    |                     |                     | 利 益 剰 余 金    |                               |               |              |               |                     |
|                             |         | 資 本<br>準 備 金 | その他<br>資 本<br>剰 余 金 | 資 本<br>剰 余 金<br>合 計 | 利 益<br>準 備 金 | その他利益剰余金                      |               |              |               | 利 益<br>剰 余 金<br>合 計 |
|                             |         |              |                     |                     |              | 新事業開<br>拓事業者<br>投資損失<br>準 備 金 | 圧縮記帳<br>積 立 金 | 圧縮記帳<br>特別勘定 | 繰越利益<br>剰 余 金 |                     |
| 2025年1月1日残高                 | 100,000 | 636,400      | 100,297             | 736,697             | 18,776       | 243                           | 31,382        | 877          | 831,979       | 883,256             |
| 事業年度中の変動額                   |         |              |                     |                     |              |                               |               |              |               |                     |
| 新事業開拓事業者投資損失準備金の繰入          | -       | -            | -                   | -                   | -            | 223                           | -             | -            | △223          | -                   |
| 新事業開拓事業者投資損失準備金の取崩          | -       | -            | -                   | -                   | -            | △243                          | -             | -            | 243           | -                   |
| 圧縮記帳積立金の取崩                  | -       | -            | -                   | -                   | -            | -                             | △8,896        | -            | 8,896         | -                   |
| 圧縮記帳特別勘定の繰入                 | -       | -            | -                   | -                   | -            | -                             | -             | 822          | △822          | -                   |
| 圧縮記帳特別勘定の取崩                 | -       | -            | -                   | -                   | -            | -                             | -             | △877         | 877           | -                   |
| 剰余金の配当                      | -       | -            | -                   | -                   | -            | -                             | -             | -            | △356,915      | △356,915            |
| 当期純利益                       | -       | -            | -                   | -                   | -            | -                             | -             | -            | 491,698       | 491,698             |
| 自己株式の取得                     | -       | -            | -                   | -                   | -            | -                             | -             | -            | -             | -                   |
| 自己株式の処分                     | -       | -            | 367                 | 367                 | -            | -                             | -             | -            | -             | -                   |
| 株主資本以外の項目の事業年度中の変動額<br>(純額) | -       | -            | -                   | -                   | -            | -                             | -             | -            | -             | -                   |
| 事業年度中の変動額合計                 | -       | -            | 367                 | 367                 | -            | △20                           | △8,896        | △55          | 143,754       | 134,783             |
| 2025年12月31日残高               | 100,000 | 636,400      | 100,664             | 737,064             | 18,776       | 223                           | 22,486        | 822          | 975,733       | 1,018,039           |

|                         | 株主資本     |           | 評価・換算差額等     |         |            | 新株予約権 | 純資産合計     |
|-------------------------|----------|-----------|--------------|---------|------------|-------|-----------|
|                         | 自己株式     | 株主資本合計    | その他有価証券評価差額金 | 繰延ヘッジ損益 | 評価・換算差額等合計 |       |           |
| 2025年 1 月 1 日残高         | △488,579 | 1,231,375 | 7,052        | △23,896 | △16,844    | 364   | 1,214,895 |
| 事業年度中の変動額               |          |           |              |         |            |       |           |
| 新事業開拓事業者投資損失準備金の繰入      | -        | -         | -            | -       | -          | -     | -         |
| 新事業開拓事業者投資損失準備金の取崩      | -        | -         | -            | -       | -          | -     | -         |
| 圧縮記帳積立金の取崩              | -        | -         | -            | -       | -          | -     | -         |
| 圧縮記帳特別勘定の繰入             | -        | -         | -            | -       | -          | -     | -         |
| 圧縮記帳特別勘定の取崩             | -        | -         | -            | -       | -          | -     | -         |
| 剰余金の配当                  | -        | △356,915  | -            | -       | -          | -     | △356,915  |
| 当期純利益                   | -        | 491,698   | -            | -       | -          | -     | 491,698   |
| 自己株式の取得                 | △1       | △1        | -            | -       | -          | -     | △1        |
| 自己株式の処分                 | 457      | 824       | -            | -       | -          | -     | 824       |
| 株主資本以外の項目の事業年度中の変動額(純額) | -        | -         | △549         | △11,493 | △12,042    | △74   | △12,116   |
| 事業年度中の変動額合計             | 456      | 135,605   | △549         | △11,493 | △12,042    | △74   | 123,489   |
| 2025年12月31日残高           | △488,124 | 1,366,980 | 6,503        | △35,389 | △28,887    | 291   | 1,338,384 |

# 計算書類の注記

## 1. 重要な会計方針に係る事項に関する注記

### (1) 有価証券の評価基準及び評価方法

子会社株式及び関連会社株式

移動平均法による原価法によっております。

その他有価証券

市場価格のない株式等以外のもの

決算日の市場価格等に基づく時価法によっております。（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定しております。）

市場価格のない株式等

移動平均法による原価法によっております。

### (2) デリバティブ等の評価基準及び評価方法

時価法によっております。

### (3) 棚卸資産の評価基準及び評価方法

総平均法による原価法によっております。

（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定しております。）

### (4) 固定資産の減価償却方法

#### ① 有形固定資産（リース資産を除く）

定率法によっております。ただし、1998年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備を除く）並びに2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法によっております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

|               |        |
|---------------|--------|
| 建物（建物附属設備を除く） | 38～50年 |
| 機械及び装置        | 10～18年 |

#### ② 無形固定資産（リース資産を除く）

定額法によっております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

|        |     |
|--------|-----|
| 商標権    | 10年 |
| ソフトウェア | 5年  |
| のれん    | 10年 |

#### ③ リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産については、主として、リース期間を耐用年数とし残存価額を零とする定額法によっております。

### (5) 引当金の計上基準

#### ① 貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案して計上しております。

#### ② 賞与引当金

従業員及び役員に対して支給する賞与の支出に充てるため、実際支給見込基準により計上しております。

#### ③ 退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき計上しております。なお、退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。

過去勤務費用は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（10年）による定額法により費用処理しております。

数理計算上の差異は、各事業年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（10年）による定額法により按分した額をそれぞれ発生の翌事業年度から費用処理することとしております。

また、公的年金負担に要する費用のうち、1956年6月以前（公共企業体職員等共済組合法施行日前）の給付対象期間に係る共済年金給付の負担について、当該共済年金負担に係る負債額を算定し退職給付引当金に含めて計上しております。

(6) 外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準

外貨建金銭債権債務は、決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は当事業年度の損益として処理しております。

(7) 収益及び費用の計上基準

顧客との契約から生じる収益

当社は、以下の5ステップアプローチに基づき、収益を認識しております。

ステップ1：顧客との契約を識別する

ステップ2：契約における履行義務を識別する

ステップ3：取引価格を算定する

ステップ4：取引価格を契約における履行義務に配分する

ステップ5：企業が履行義務の充足時に収益を認識する

当社は、たばこ製品の販売を行っており、このような物品の販売については、物品の引渡時点において当該物品に対する支配が顧客に移転し、当社の履行義務が充足されると判断しており、当該物品の引渡時点で収益を認識しております。また、収益は顧客との契約において約束された対価から、値引、割戻等及び消費税等の税金を控除した金額で測定しております。

なお、たばこ税については、収益より控除しており、これらを除いた金額を売上高として損益計算書に表示しております。

(8) ヘッジ会計の方法

繰延ヘッジ処理によっております。

なお、金利通貨スワップについて、一体処理（振当処理、特例処理）の要件を満たしている場合には、一体処理によっております。

(9) グループ通算制度の適用

当社は、グループ通算制度を適用しております。

(10) 会計方針の変更

法人税、住民税及び事業税等に関する会計基準等の適用

「法人税、住民税及び事業税等に関する会計基準」（企業会計基準第27号 2022年10月28日）等を当事業年度の期首から適用しています。

法人税等の計上区分に関する改正については、2022年改正会計基準第20-3項但し書きに定める経過的な取扱いに従っております。

当該会計方針の変更による計算書類への影響はありません。

グローバル・ミニマム課税制度に係る法人税等の会計処理及び開示に関する取扱いの適用

「グローバル・ミニマム課税制度に係る法人税等の会計処理及び開示に関する取扱い」（実務対応報告第46号 2024年3月22日）を当事業年度の期首から適用しています。

この変更により、法人税、住民税及び事業税が936百万円増加、当期純利益が同額減少しております。

## 2. 会計上の見積りに関する注記

会計上の見積りにより、当事業年度に係る計算書類にその額を計上した項目であって、翌事業年度の計算書類に重要な影響を与える見積りは、以下のとおりです。

なお、昨今のロシア・ウクライナ情勢については、現時点において会計上の見積り及び見積りを伴う判断に与える重要な影響はありません。

### 関係会社株式の評価

#### ① 当事業年度の計算書類に計上した金額

|        |              |
|--------|--------------|
| 関係会社株式 | 1,652,493百万円 |
|--------|--------------|

#### ② 会計上の見積りの内容に関する理解に資する情報

当社の当事業年度末の貸借対照表において計上しております関係会社株式のうち、子会社である、JT International Holding B.V.株式が1,527,785百万円となっております。

当株式の減損処理の要否については、同社株式の帳簿価額と同社の純資産を基礎として算定された実質価額を比較することにより行っております。加えて当社は、IFRS会計基準に準拠し連結計算書類上実施しております、たばこ資金生成単位に配分されたのれんの減損テスト結果を参照し、同社株式の実質価額が著しく下落しているか否かを判断しております。

減損テストに用いた仮定は、経営者の最善の見積りと判断により決定しておりますが、将来の不確実な経済条件の変動の結果によって影響を受ける可能性があり、仮定の見直しが必要となった場合、翌事業年度以降の計算書類において認識する金額に重要な影響を与える可能性があります。

### 3. 貸借対照表に関する注記

(1) 関係会社に対する金銭債権・債務（区分表示したものを除く）

|        |           |
|--------|-----------|
| 短期金銭債権 | 17,598百万円 |
| 短期金銭債務 | 69,618百万円 |

(2) 有形固定資産の減価償却累計額 351,921百万円

(3) 日本たばこ産業株式会社法第6条の規定により、会社の財産を社債の一般担保に供しております。

|            |    |            |
|------------|----|------------|
| 担保に係る債務の金額 | 社債 | 559,543百万円 |
|------------|----|------------|

(4) 保証債務

| 被保証者                                      | 保証金額           | 被保証債務の内容                                                                       |
|-------------------------------------------|----------------|--------------------------------------------------------------------------------|
| JT International Financial Services B.V.  | 932,986<br>百万円 | 社債に対する保証 外貨建による保証 932,986百万円<br>( 2,968百万ユーロ)<br>( 1,945百万米ドル)<br>( 400百万英ポンド) |
| JT International Company Netherlands B.V. | 91,019         | 借入保証等 外貨建による保証 91,019百万円<br>( 495百万ユーロ)                                        |
| JTI Ireland Ltd.                          | 50,757         | 借入保証等 外貨建による保証 50,757百万円<br>( 235百万ユーロ)他                                       |
| Gallaher Ltd.                             | 49,337         | 借入保証等 外貨建による保証 49,337百万円<br>( 316百万米ドル)他                                       |
| JT International Hellas A.E.B.E.          | 36,744         | 借入保証等 外貨建による保証 36,744百万円<br>( 200百万ユーロ)                                        |
| JT International spol. s r.o.             | 25,787         | 借入保証等 外貨建による保証 25,787百万円<br>( 3,405百万チェココルナ)他                                  |
| JT Canada LLC Inc.                        | 20,575         | 借入保証等 外貨建による保証 20,575百万円<br>( 180百万カナダドル)                                      |
| JT International Luxembourg S.A.          | 19,291         | 借入保証等 外貨建による保証 19,291百万円<br>( 105百万ユーロ)                                        |
| JT International Germany GmbH             | 18,448         | 借入保証等 外貨建による保証 18,448百万円<br>( 96百万ユーロ)他                                        |
| TOB GmbH & Co KG                          | 16,535         | 借入保証等 外貨建による保証 16,535百万円<br>( 90百万ユーロ)                                         |



|                                                                |           |                                                |           |
|----------------------------------------------------------------|-----------|------------------------------------------------|-----------|
| JT International S.A.                                          | 13,726    | 借入保証等 外貨建による保証<br>( 43百万スイスフラン)<br>( 21百万米ドル)他 | 13,726百万円 |
| JT International Italia S.r.l.                                 | 13,360    | 借入保証等 外貨建による保証<br>( 84百万米ドル)他                  | 13,360百万円 |
| JTI Investments GmbH                                           | 12,769    | 借入保証等 外貨建による保証<br>( 70百万ユーロ)                   | 12,769百万円 |
| PT Karyadibya Mahardhika                                       | 11,216    | 借入保証等 外貨建による保証<br>( 1,197,977百万インドネシアルピア)他     | 11,216百万円 |
| Greek Cooperative Cigarette Manufacturing Company S.A.         | 11,140    | 借入保証等 外貨建による保証<br>( 61百万ユーロ)                   | 11,140百万円 |
| JTI Hungary Dohanyterkesítő Zártkörűen Működő Részvénytársaság | 10,950    | 借入保証等 外貨建による保証<br>( 23,000百万ハンガリーフォリント)他       | 10,950百万円 |
| JTI Polska spółka z ograniczoną odpowiedzialnością             | 10,784    | 借入保証等 外貨建による保証<br>( 210百万ポーランドズウォティ)他          | 10,784百万円 |
| JT International Asia Manufacturing Corp.                      | 10,715    | 借入保証等 外貨建による保証<br>( 4,038百万フィリピンペソ)            | 10,715百万円 |
| その他 (36社)                                                      | 77,216    | 借入保証等                                          |           |
| 計                                                              | 1,433,355 |                                                |           |

(5) 取締役及び監査役に対する金銭債務

長期金銭債務

41百万円

- (6) 「キャッシュ・マネージメント・システム預り金」は、当社グループ会社を対象としたキャッシュ・マネージメント・システムにおける資金の受託であります。

#### 4. 損益計算書に関する注記

##### (1) 関係会社との取引高

|            |            |
|------------|------------|
| 売上高        | 70,005百万円  |
| 仕入高        | 80,949百万円  |
| 販売費及び一般管理費 | 98,959百万円  |
| 受取配当金      | 483,138百万円 |
| 営業取引以外の取引高 | 99,820百万円  |

(2) 研究開発費は、総額63,424百万円であり、すべて一般管理費として計上しております。

(3) 事業整理損は、医薬事業譲渡に係る費用であり、主なものは固定資産の減損損失であります。

(4) 法人税、住民税及び事業税に含まれるグローバル・ミニマム課税額に対する法人税等の金額は936百万円であります。

#### 5. 株主資本等変動計算書に関する注記

##### 自己株式の種類及び株式数に関する事項

|      | 当 事 業 年 度 期 首<br>株 式 数 (千株) | 当 事 業 年 度<br>増 加 株 式 数<br>(千株) | 当 事 業 年 度<br>減 少 株 式 数<br>(千株) | 当 事 業 年 度 末<br>株 式 数 (千株) |
|------|-----------------------------|--------------------------------|--------------------------------|---------------------------|
| 自己株式 |                             |                                |                                |                           |
| 普通株式 | 224,409                     | 0                              | 210                            | 224,200                   |
| 合計   | 224,409                     | 0                              | 210                            | 224,200                   |

(注) 普通株式の自己株式数の増加0千株は、単元未満株式の買取請求によるものであります。また、普通株式の自己株式数の減少210千株は、譲渡制限付株式報酬としての自己株式の処分140千株、ストック・オプションの行使40千株、パフォーマンス・シェア・ユニットとしての自己株式の処分30千株及び単元未満株式の売渡請求0千株によるものであります。

## 6. 税効果会計に関する注記

### (1) 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

|              |            |
|--------------|------------|
| 繰延税金資産       |            |
| 退職給付引当金      | 22,144百万円  |
| 共済年金給付負担金    | 3,490百万円   |
| 子会社株式        | 6,569百万円   |
| その他          | 59,836百万円  |
| 繰延税金資産 小計    | 92,038百万円  |
| 評価性引当額       | △36,513百万円 |
| 繰延税金資産 合計    | 55,525百万円  |
| 繰延税金負債       |            |
| 圧縮記帳積立金      | △10,500百万円 |
| 繰延ヘッジ損益      | △12,140百万円 |
| その他有価証券評価差額金 | △2,968百万円  |
| その他          | △12,652百万円 |
| 繰延税金負債 合計    | △38,260百万円 |
| 繰延税金資産の純額    | 17,266百万円  |

### (2) 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳

|                      |         |
|----------------------|---------|
| 法定実効税率               | 30.43%  |
| (調整)                 |         |
| 交際費等永久に損金に算入されない項目   | 0.13%   |
| 受取配当金等永久に益金に算入されない項目 | △32.13% |
| 試験研究費等の税額控除          | △0.35%  |
| 評価性引当額の増減            | 0.97%   |
| グローバル・ミニマム課税         | 0.19%   |
| その他                  | 1.52%   |
| 税効果会計適用後の法人税等の負担率    | 0.77%   |

### (3) 法人税及び地方法人税の会計処理又はこれらに関する税効果会計の会計処理

当社は、グループ通算制度の適用により、「グループ通算制度を適用する場合の会計処理及び開示に関する取扱い」（実務対応報告第42号2021年8月12日）に従って、法人税及び地方法人税の会計処理又はこれらに関する税効果会計の会計処理並びに開示を行っております。

### (4) 法人税等の税率の変更による繰延税金資産及び繰延税金負債の金額の修正

「所得税法等の一部を改正する法律」（2025年法律第13号）が2025年3月31日に国会で成立したことに伴い、2026年4月1日以後開始する事業年度より、「防衛特別法人税」の課税が行われることになりました。

これに伴い、2027年1月1日以後に開始する事業年度以降に解消が見込まれる一時差異に係る繰延税金資産及び繰延税金負債については、法定実効税率を30.43%から31.34%に変更し計算しております。

この税率変更により、繰延税金資産の金額(繰延税金負債の金額を控除した金額)が7百万円、法人税等調整額が432百万円、その他有価証券評価差額金が86百万円、繰延ヘッジ損益が352百万円それぞれ減少しております。

7. 関連当事者との取引に関する注記  
子会社及び関連会社等

| 属性  | 会社等の名称                                    | 議決権等の所有（被所有）割合     | 関連当事者との関係                  | 取引の内容              | 取引金額     | 科 目                   | 期末残高           |
|-----|-------------------------------------------|--------------------|----------------------------|--------------------|----------|-----------------------|----------------|
| 子会社 | TSネットワーク(株)                               | 所有<br>直接<br>85.25% | キャッシュ・マネージメント・システムによる資金の受託 | 余剰資金の受入<br>(注) 1、2 | 百万円<br>— | キャッシュ・マネージメント・システム預り金 | 百万円<br>196,871 |
|     | 日本フィルター工業(株)                              | 所有<br>直接100%       | キャッシュ・マネージメント・システムによる資金の受託 | 余剰資金の受入<br>(注) 1、2 | —        | キャッシュ・マネージメント・システム預り金 | 25,338         |
|     | テーブルマーク(株)                                | 所有<br>直接100%       | 資金の貸付等                     | 資金の貸付<br>(注) 1、2   | 20,510   | 関係会社<br>短期貸付金         | 14,692         |
|     |                                           |                    |                            | 資金の返済受入<br>(注) 1、2 | 29,979   | 関係会社<br>長期貸付金         | 2,323          |
|     | JT International Holding B.V.             | 所有<br>直接100%       | 増資の引受<br>資金の借入<br>資金の貸付等   | 増資の引受<br>(注) 3     | 171,594  | —                     | —              |
|     |                                           |                    |                            | 資金の借入<br>(注) 1、2   | 380,000  | 短期借入金                 | —              |
|     |                                           |                    |                            | 資金の返済<br>(注) 1、2   | 480,000  |                       |                |
|     |                                           |                    |                            | 資金の貸付<br>(注) 1、2   | 144,000  | 関係会社<br>短期貸付金         | 99,000         |
|     |                                           |                    |                            | 資金の返済受入<br>(注) 1、2 | 45,000   |                       |                |
|     | JT International S.A.                     | 所有<br>間接100%       | 資金の貸付<br>委託手数料の支払          | 資金の貸付<br>(注) 1     | 243,993  | 関係会社<br>長期貸付金         | 265,302        |
|     |                                           |                    |                            | 委託手数料の支払<br>(注) 4  | 45,611   | 未払金                   | 45,611         |
|     | JT International Financial Services B.V.  | 所有<br>間接100%       | 債務保証                       | 債務保証<br>(注) 5      | 932,986  | —                     | —              |
|     | JT International Company Netherlands B.V. | 所有<br>間接100%       | 債務保証                       | 債務保証<br>(注) 5      | 91,019   | —                     | —              |
|     | JTI Ireland Ltd.                          | 所有<br>間接100%       | 債務保証                       | 債務保証<br>(注) 5      | 50,757   | —                     | —              |
|     | Gallaher Ltd.                             | 所有<br>間接100%       | 債務保証                       | 債務保証<br>(注) 5      | 49,337   | —                     | —              |
|     | JT International Hellas A.E.B.E.          | 所有<br>間接100%       | 債務保証                       | 債務保証<br>(注) 5      | 36,744   | —                     | —              |
|     | 鳥居薬品(株)                                   | —                  | 同社株式の売却                    | 譲渡価格<br>(注) 6      | 70,342   | —                     | —              |
|     |                                           |                    |                            | 売却益                | 28,761   | —                     | —              |

#### 取引条件及び取引条件の決定方針等

- (注) 1. 資金の貸付金利及び借入金利並びに受入金利については、市場金利を勘案して合理的に決定しております。
2. キャッシュ・マネジメント・システムにおける資金の貸借については、頻繁に発生する取引のため、取引金額の記載を省略しております。
3. JT International Holding B.V.が行った1,200百万米ドルの増資引受であります。
4. 委託手数料については、一般取引条件を勘案し、合理的に決定しております。
5. 債務保証は銀行借入等に対し行ったものであり、保証額等に基づき算定した保証料を受け取っております。
6. 株式の売却については、2025年9月1日付で当社が保有する鳥居薬品株式会社の全株式を、同社の自己株式取得により譲渡したものであります。取引条件については、2025年5月7日付で同社株式の公開買付者である塩野義製薬株式会社と当社の間で締結した合意に基づき決定しております。

8. 1株当たり情報に関する注記

|                       |         |
|-----------------------|---------|
| (1) 1株当たり純資産額         | 753.52円 |
| (2) 1株当たり当期純利益        | 276.90円 |
| (3) 潜在株式調整後1株当たり当期純利益 | 276.87円 |

9. 企業結合等に関する注記

吸収分割

(1) 事業分離の概要

- ① 分離先企業の名称  
塩野義製薬株式会社
- ② 分離した事業の内容  
当社の医薬事業
- ③ 事業分離を行った主な理由  
当社グループの創薬力を更に発展させ、医薬品をより多くの患者様に届けるため、本事業の中長期的な成長を実現できる製薬企業の下で事業展開を行うことが最善の選択と判断したためであります。
- ④ 事業分離日  
2025年12月1日
- ⑤ 法的形式を含む取引の概要  
当社を吸収分割会社とし、塩野義製薬株式会社を吸収分割承継会社とする吸収分割

(2) 会計処理の概要

- ① 移転損益の金額  
計算書類に与える影響は軽微であります。
- ② 移転した事業に係る資産及び負債の適正な帳簿価額ならびにその主な内訳  
流動資産 9,937百万円  
固定資産 10,295百万円  
資産合計 20,233百万円  
流動負債 6,082百万円  
固定負債 9,880百万円  
負債合計 15,961百万円
- ③ 会計処理  
「事業分離等に関する会計基準」（企業会計基準第7号 2013年9月13日）及び「企業結合会計基準及び事業分離等会計基準に関する適用指針」（企業会計基準適用指針第10号 2019年1月16日）に基づき会計処理を行っております。

(3) 損益計算書に計上されている分離した事業に係る損益の概算額

売上高 511億円  
営業利益 125億円

10. 重要な後発事象に関する注記

該当事項はありません。

11. 記載金額は、表示単位未満の端数を四捨五入して表示しております。